

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和7年9月5日から令和8年1月5日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び山口市商工振興部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和7年9月5日

山口県知事 村岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スポーツデポ・ゴルフ5 山口店

所在地 山口市大内御堀964の1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社アルペン	名古屋市中区丸の内二丁目9番40号	水野 敦之

3 変更に係る事項の概要

（1）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

事 項	変 更 前	変 更 後
駐車場の収容台数	379台	148台
駐輪場の位置	縦覧に供する届出書類に示すとおり	
駐輪場の収容台数	200台	77台
荷さばき施設の位置	縦覧に供する届出書類に示すとおり	
荷さばき施設の面積	233㎡	79㎡
廃棄物等の保管施設の位置	縦覧に供する届出書類に示すとおり	
廃棄物等の保管施設の容量	85㎡	40㎡

（2）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

事 項	変 更 前	変 更 後
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設No.1～3 午前6時から午後9時まで	荷さばき施設No.1 午前6時から午後9時まで

4 届出年月日
令和7年8月19日

5 変更年月日
令和8年4月20日